

平成19年6月20日から
平成19年6月20日まで

標 茶 町 議 会
議案第34号・第35号
審 査 特 別 委 員 会

於 標茶町議会 議場

議案第 34 号・議案第 35 号審査特別委員会記録目次

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	5
議案第 34 号 平成 19 年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第 35 号 平成 19 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
総括質疑	
深見 迪 君	16
平川 昌昭 君	20
舘田 賢治 君	26
閉会の宣告	33

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

議案第34号・第35号審査特別委員会記録

○議事日程（第 1 号）

平成 19 年 6 月 20 日（水曜日） 午前 10 時 05 分 開会

付議事件

議案第 34 号 平成 19 年度標茶町一般会計補正予算

議案第 35 号 平成 19 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席委員（14 名）

委員長	川村多美男君	副委員長	菊地誠道君
委員	黒沼俊幸君	委員	越善徹君
〃	伊藤淳一君	〃	後藤勲君
〃	林博君	〃	小野寺典男君
〃	末柄薫君	〃	舘田賢治君
〃	深見迪君	〃	田中敏文君
〃	小林浩君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（1 名）

委員 田中進君

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第 19 条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

水道課長	山口	登君
育成牧場長	表	武之君
病院事務長	蛭田	和雄君
やすらぎ園長	臼井	好和君
教育長	吉原	平君
教委管理課長	島田	哲男君
社会教育課長	藤岡	克己君
農委事務局長	牛崎	康人君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤	吉彦君
議事係長	中島	吾朗君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（鈴木裕美君） ただいまから議案第34号・第35号審査特別委員会を開会いたします。

(午前 10 時 05 分)

◎委員長の互選

○議長（鈴木裕美君） 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 06 分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 委員長には、川村委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま平川委員から、委員長に川村委員の指名がありまし

た。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には川村委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

(委員長 川村多美男君委員長席に着く)

◎副委員長の互選

○委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(川村多美男君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(川村多美男君) ただいま平川委員から、副委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には菊地委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 10 分

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第 34 号及び議案第 35 号

○委員長（川村多美男君） 本委員会に付託を受けました議案第34号、議案第35号を一括議題といたします。

議題 2 案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題 2 案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第34号の歳出は款ごとに行います。

はじめに、議案第34号、一般会計補正予算、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2 款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 13目の電算管理費の中で、後期高齢者医療制度に関するものとして通信運搬費と保守点検委託料が計上されているのですけれども、これは毎年同じような予算で推移するのか、それとも、例えば前期、後期とかに分かれて計上されるものなのか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、後期高齢者の医療制度の導入に伴いまして来年度から始まるわけですが、その準備段階として、今般計上をしておりますが、この部分については、月割り部分という形になろうと思います。来年度につきましては、以降につきましては、1 年分の計上がされることとなりますので、この金額ではありません。

以上でございます。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どの程度予想されますか、1 年分って。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者の端末の設置が今のところ 8 月予定されています。ですから、8 月以降から来年の 3 月までということで予算計上しておりますので、月数からいたしますと、来年度については、これの倍ちょっとということで今のところは押さえております。

以上でございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 消費拡大運動になるのかな、最後に、いわゆる消費拡大で30万円

ほど見ておりますね。見ているというか、出ることになっていますね、農業予算の方で。

○委員長（川村多美男君） いや、今、総務費。

○委員（舘田賢治君） 2 款か。一括でないのか。

○委員長（川村多美男君） 2 款です。

○委員（舘田賢治君） 歳出一括でないの。

○委員長（川村多美男君） 2 款、今、逐条でやっています。

○委員（舘田賢治君） ごめんなさい。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、3 款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、4 款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回、環境衛生費、例年の森と川の月間の一環としての別寒辺牛川とホマカイ川、これは10万円ほどですが、事業が完了したということを受けておりましたが、この追加の内容につきましては、どのような内容ですか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 別寒辺牛川、ホマカイ川流域環境保全協議会の、負担金の10万円の増額でございますけども、この事業につきましては、協議会につきましては、標茶町、厚岸町、それから関係する農協、漁協でそれぞれ負担金を出して事業しているわけですが、昨年度、1 度19年度の事業について打ち合わせをしておりましたが、予算措置後、造成する植樹の面積、それから本数がふえたということで、今回、補正の措置をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 18年度の補正という、今受けたのですが、今年度の補正ではなくて、昨年度の補正をしたということですか。

それと、もう一点は、協議会の中での、本町は10万円で、各分担としては、それぞれが分担されていると思うので、その割合というのは、どういうふうになっていますか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 大変失礼いたしました。平成19年度の事業についての10万円の増額でございます。

それから、各団体の負担の割合でございますが、標茶町と厚岸町につきましては各90万円、それから農協、漁協につきましては3団体で各3万円ということでの負担を行っております。

以上でございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 牧野管理費の工事請負費の、解体工事の請負費の部分の場所的部分と解体されるものの、内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

場所につきましては、旧基地になります。内容でございますが、まず旧事務所、旧詰め所、旧油庫、旧乾燥庫とD型ハウス4棟の合計8棟になります。

○委員長（川村多美男君） 田中君。

○委員（田中敏文君） それで、今解体する部分でいくと、あの旧、跡がまるっきり更地になる状況になるのですか。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

旧事務所の施設、いわゆる、牛に関係する牛舎等については旧態のまま残りますので、あくまでも、事務所や今言いました8棟だけで、ほかの施設は全部残ります。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 7目の開発センター費の中で、内容審議でも若干聞いていたのですが、いま一度詳しくお聞きいたしますが、今回の報酬ということでは370万円の減ということで、管理人の方がやめられるということ等、受けておりますが、その中で賃金の7節では、当初より132万9,000円を増としておりますし、委託料につきましては、今回夜警業務ということで、管理人さんにやめられた後の委託ということで、夜警にかかわっての委託ということですが、いま少し内容的に、この人夫賃の増と夜警業務について、どういう査定をして計上されたかと、その内容につきましてお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

人員配置の現況でいきますと、開発センターに、管理人として夫婦で2人おります。そのほかに賃金で清掃員を1名雇っております。

さらに、分館には、若草分館には管理人として1名の配置をしております。それで、開発センターの管理人夫婦お二人が、6月いっぱいまで退職したいとのことでありますので、その後の管理体制について検討いたしました結果、夜間、土日、祝日につきましては警備会社に委託をする、それから日中の、いろいろな業務につきましては、清掃も含めた業務

につきましては、もう 1 名臨時の職員を採用すると。そういう形で今年度はまいりたいと思います。来年度になりましたら、分館の管理人も退職いたしますので、それにかわりまして、夜警の業務の中に分館の管理も含めたいというふうに考えております。

(「夜警の委託料の、算定の仕方は……」の声あり)

○委員長(川村多美男君) 答弁漏れあったということかい。そういうことだね。

社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長(藤岡克己君) 委託料の算定であります。役場、教育委員会を管理しております夜警業務の委託、トレセン、トレーニングセンターを管理しております管理委託、それから病院を管理しております管理委託等を参考にいたしまして、一応、おおよその金額を算出しております。それに基づいて 367 万 9,000 円ということで、これはあくまでも入札前の価格でありますから、それまでに、いくかどうか別にして、一応予算化したわけでございます。

○委員長(川村多美男君) 平川君。

○委員(平川昌昭君) あくまでも管理人につきましては今年度だけ夜警業務についてやっていただくということで、後につきましては、管理人さんがそちらから移って、来年度からですか、改めてまたやっていくと。いわゆる管理運営規則では管理人を置くということですから、一時的な人員ということで、その間、応募をいろいろなさったかどうか、要するにそれまでに何回か募集されたけども、応募者がなかったとか、そういう措置は、何回かされたと思うので、その辺と。

もう一点は、当然、4 月から 6 月いっぱいまでは、現在の管理人さんには報酬等々払っていると思いますし、また、その残をもって、残った分を、夜警さんの方に委託するというような計算かなと僕は思っていたのですが、そういう意味ではないのですか。その 2 点だけ。

○委員長(川村多美男君) 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長(藤岡克己君) 説明が不適切な点がありましたら、訂正させていただきたいのでありますが、来年以降につきましては、開発センターと、それから分館であります富士町の施設も含めて、土日、祝日、夜間につきましては、警備会社に管理を委託するというのでございます。それで、清掃員は現在 1 名いますが、1 名では足りないわけでありまして、清掃、あるいは公民館活動とか、いわゆる用務員として 1 名、6 月から臨時を採用する予定でございます。

○委員長(川村多美男君) 平川君。

○委員(平川昌昭君) それで、管理規則上で、例えばほかのセンターにかかわってくることで、これ大事なことだと思うのですが、以後は、いわゆる夜警を含めて、民間に委託していくのだと。そういう姿勢というのは一定程度わかるのですが、そうすると、他の施設との関連も出てきますから、これは含めて、そういう姿勢でいくのかというのは、予算措置も来年度からかかわってきますよね。来年度は、多分そういうことであれば、一

括して年間契約ということで、今度は業務委託料の方に問題入ってきますから、今、暫定措置かなと思ったのですが、そうではなくて、他の施設も含めて全部夜警委託ということは、これはいま少し、住民周知といたしますか、そういう意味の体制でいくということは、内部的にその方が合理的であるとか、そういう解釈で受けとめていいのかということなのですよね。他の施設も含めて。これは、それ以上いきますと内容審議を逸脱するかなと思いつつ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答え申し上げます。

実は、開発センターの管理人であります、勤務体制は、男の方は8時45分から3時30分までの6時間勤務になっております。それで、そのほかの時間につきましては、実働を伴わないということで、それは奥さんが施設管理、あるいは火気の確認等をするようになっております。しかし、実際には、そういうことで有休もありますし、休みもあるわけですが、現実には、ほぼ年末年始を除いて拘束されているという状態がありまして、管理人さんにしても、歴代の管理人さんにしても、非常にストレスのたまる仕事になっております。それで、そういう状態よりは、開発センターと分館の場合につきましては、警備委託をした方が、よりよいのではないかとこのように判断して、このような予算計上をさせてもらったわけでございます。

なお、酪農センター、磯分内、虹別につきましては、土日の利用頻度が開発センターよりもかなり少ないわけでございます。それから、平日でも夜の会合がない場合もございしますので、今の状況の中でやっていただけるのではないかとこのように考えております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） どうも一定性がないというか、今お話の中で磯分内の方のセンターでは、それほど使用的にはないので楽だという解釈と、こちらは町場ということで、ちょっと、その方に業務内容的にはきついというお話です。例えば、それは募集される方が、そういう方がいらした場合は、当然、いろいろ面接されてそういうことが出た場合は、そういう可能性は出てくると思うのです。だから、一定性がないように思うのですが、その辺きちつとしなかったら、なかなか住民理解というのですか、なぜ経費的なものも含めて、経費はかかってくると思うのです、委託すれば。その単に夜警ですから、そういう点は、内容的にちょっと逸脱しないように、そこだけ聞いて、整理します。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

磯分内、虹別が標茶町に比して、労働、比較的軽いという意味ではなくて、標茶町の場合は労働の時間が長い短いではなくて、精神的に拘束される時間が長いと。そういうことで開発センターについては、夫婦ですべてやっていただくというような管理は難しいと、そのような判断をいたしまして、委託に切りかえるということでございます。

磯分内、虹別につきましては、清掃も管理人さんがやっております。ですから、決して

磯分内、虹別が標茶に比して楽だというふうにとらえているわけではございません。ただ、精神的に拘束を受ける時間帯といいますか、日数的な、週単位の時間帯で、精神的に拘束を受ける時間が、比較的、虹別、磯分内は少ないと、そういう意味で、現況で対応可能ではないかと、いうふうに判断したわけでございます。

○委員（平川昌昭君） はい、いいです。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 先ほどは失礼いたしました。今度、ちょっと農林課の方に、ちょっとお聞きをしておこうと思うのですが、この消費拡大の30万円の基本的な考え方は、どういうことを考えている内容なのかということと、それから、なして聞くかということは、これに関する形の中で、ちょっと予算減額、46万円ぐらい収入で減額していますよね、歳入の方で。これも、大体、消費拡大の流れかなと思うのですが、片や一方で、そういうのもあるものですから、片やここでまた30万円の考え方を出しているわけですから、その考え方を、どういう内容なのかを聞きたいということと、それから畜産担い手育成の施設の関係、施設の2,028万5,000円の、施設の中身をどういう中身なのか、これをお知らせください。

それから、この下の補助金53万8,000円出ていますが、19ページね。これは、茶安別と標茶東部2地区一括のものなのですか、この補助金というのは、19ページの。違うの。これは、農業経営基盤強化資金利子補給補助金というのは、これは、債務負担行為の方のやつなのですか。そうなのですね。それでは、これはわかりました。

（笑い声あり）

○委員（館田賢治君） その30万円の関係と、それから施設の内容。

（何か言う声あり）（笑い声あり）（何か言う声あり）

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、消費拡大の30万円の件でお答えいたします。

当初、牛乳の消費拡大の補助事業につきましては、道の補助事業を予定しておりました、それが46万円計上しておりました。事業採択なりませんので、道の補助金の46万円につきましては、今回の補正予算において全額削減させていただきました。かわるものとして、いきいきふるさと推進事業という、今、補助制度申請をしておりました、それが別な目で61万円今回増額の補正をさせてもらっております。その事業につきましては、補助率50%以内ということで、総体の事業費につきましては122万2,000円ということで、市町村振興協会の方に申請しております。その事業費の中で、今回新たに30万円補正した内容につきましては、産業まつりの中で、牛乳の消費拡大、去年は、町内で工事をしていました企業体から篤志寄附をいただきまして、それをあてがって実行しているのですけれども、牛乳の配布ですとか、それから牛乳を使った料理を会場で皆さんに味わってもらい、そして牛乳の活用方法を提案するというので実行しております。今回についても、同様に産業ま

つり実行委員会の方に、具体的な内容はゆだねていきたいというふうに考えておりますが、昨年の内容をベースにしながら、発展させた内容でやってもらいたいというふうに考えております。

それから、畜産担い手育成総合整備対策事業の2,028万5,000円の中身ですけれども、スラリーストアの設計測量が1基分と、それから農機具の導入1台分という内容になっておりますので、よろしくをお願いします。

それから、予算書19ページの補助金の関係なのですけれども、ちょっと欄がわかりづらい表現になっているのかもしれませんが、ここで19節、30万円と53万8,000円ということで記載されておりますが、これに関しましては、畜産担い手育成総合整備事業の関係ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 先ほど平川委員が聞いていた部分の開発センター部分で、ちょっと私十分理解、漏らしたというか、部分があるかという意味で確認したいのですが、要するに、予算の部分では、管理報酬か清掃報酬については夜間警備の方に振りかえたということで、いいのかなということが1点。

それから、先ほど説明ありました賃金の方、これについては当初予算で200万円の賃金ついでいますので、そのさらにアップの補正ですので、先ほどありました、別途の臨時の方を管理になるのでしょうか、清掃になるのでしょうか、そういうような形の中で、雇い入れるということでいいのでしょうか。まず、その点について確認させていただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

賃金の132万9,000円の補正でございますが、これはいわゆる用務員という形での採用でございます。ですから、清掃員の、1人では足りない部分もありまして、清掃もしていただくと。あるいは昼間ですから、外構の整備も草刈り等も含めて、していただくと、あるいは公民館の事業がありましたら、公民館の事業と一緒にやっていただくと、そういう意味で広い意味で用務員というような形で1名を、従来の管理人のスタイルにかわって、日中の勤務時間ということで、1名確保するというところでございます。

○委員長（川村多美男君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） その点についてわかりました。

通常、やはり今まで管理人がいましたので、自分たちが、十分その管理の職務の範疇理解しないで、超えた部分もあるのかもしれませんが、今までいろいろ管理人としていましたから、いろんな備品等や、細かいことについても、見聞きして知っていただけるというような部分があると思うのですが、今回、夜間利用、それから土日、祝日利用の部分につい

ては、警備会社ということで、当然、もちろん、一つの会社が契約するわけですが、ローテーションで違う人が入ってくると。それは、なれてくると何でもないかもしれませんが、しばらくの間は、なかなか内容がつかめなくて、住民というか、利用者との理解の違いというのは出てこないのかなというふうに思うので、まずその点、どのような検討されたのか。多少それについての、波及的な質疑になるかというふうに思いますが……

○委員長（川村多美男君） 伊藤さん、総括の方に回して……

○委員（伊藤淳一君） いや、とりあえず今こだけやります。

当然、職員対応をどうされるかというふうなことになってくるかと思いますが、特別、従前と違う対応を考えられているのかどうか、その点 2 点についてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

いわゆる、管理委託をするということに関しましては、現場との十二分な協議の中で出した結論でございます。当然、制度が変わるわけでありますから、人もかわるわけで、出だし、当初は、つまりくともあろうかと思えます。それにつきましては、職員がその都度対応して、住民の方には今までよりも不便をかけるというようなことのないように、がんばるといふふうに現場サイドでは申しておりますので、そのようになるというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、8 款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 道路新設改良費の中の委託料でございますけれども、20 ページですか、20 ページの標茶中茶安別線の道路改良事業でございますけれども、これの測量委託ですけれども、これの概要についてお知らせをいただきたいと。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

標茶中茶安別線の道路改良事業につきましては、市街の駅裏、標茶駅裏から街路の平和通を起点といたしまして、国道の茶安別の 272 号線を終点といたします約 13 キロ、実延長で 12.8 キロの幹線町道でございます。現況が砂利道でございますが、この町道に関する改良でございます。これまで防じん処理等で対応してまいりましたが、道路改良事業を地域の要望も古くから受けている部分でございます。路盤改良含めた路盤の改修、それから一部拡幅等も出てくるかと思えます。線形の改良、それから最終的に舗装化の部分を考えてございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員(田中敏文君) 小学校費と中学校費、同じ委託料で二つあがっているのですが、この特殊建築物定期報告調査委託料の内容というか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長(川村多美男君) 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長(島田哲男君) お答えいたします。

これは、建築基準法に基づきまして学校体育館、この中で3階建て以上、あるいは5,000平米以上を超える建物が、3カ年ごとに調査報告することになっておりますので、この調査費の委託料であります。

○委員長(川村多美男君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員(田中敏文君) これは、9ページの本目新設で、農業施設売払収入が上がっているのですが、この内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長(川村多美男君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) この農業施設売払収入につきましては、畜産担い手育成総合整備事業の標茶東部地区でありまして、町が公社に委託をして建設をしてもらうスラリーストア、それから導入する農機具を受益者に売り払うという形で処理をすることで、歳入に計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長(川村多美男君) ほかにございませんか。

舘田君。

○委員(舘田賢治君) 9ページの、この畜産の担い手利用整備事業の補助金……、二千何百万円の受託金ありますね。これ2地区分ですよ。東部と茶安別と。標茶東部と。受託金。担い手の育成の整備受託金ありますね、2,166万5,000円。これは2地区分だと、ここで一つですから、2地区分だと思うのですが、茶安別と標茶東部だと思うのですが、これは、金額的には幾らずつになっているのでしょうか。

○委員長(川村多美男君) 農林課長・牛崎君。

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

茶安別地区が1,012万8,000円、標茶東部地区が1,153万7,000円で、合計が2,166万5,000円というふうになっております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 前日の内容説明で、20款の諸収入の2目、10ページで、牛乳消費の拡大事業受託金につきまして、歳出の方では館田委員がお聞きになっていたのですが、組みかえでもって、減額になったというのを、ちょっと聞き漏らしたのですが、受託金の減になった要因といえますか、いま一度お聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

当初予算の中では、道の補助金を、予定をしております、この受託金のところで計上しておりました。申請したところ、それが当たらなかったということで、ここの部分については、減額をさせてもらっております。かわりに補助制度を探した結果、先ほど申し上げました、いきいきふるさと推進事業という制度がありまして、そちらの方、今回補正で増額をさせていただいております。

9ページの1節農業費補助金の中で、上から4行目の、いきいきふるさと推進事業補助金61万円というのが、今回の減額で振りかえた新しい収入になります。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） この牛乳消費拡大事業って、本町だけではなくて関連団体とか、毎年、そういう運動をしていくと思うのです。その場合に、この受託金の制度というのは、毎年抽せんになるとか、当たらないとかと、そういうようになってくるものなのか、当初予算組んでも、当たらなかったら、また組みかえてほかの補助金を探すとかという、これ年度別に拡大運動というのは、いろいろ農業団体も含めて、そういう面ではおおいにやっていかなきゃならない運動だと思うのですが、予算措置的には、この6月時点で当たらなかったから、組みかえて、この制度を利用するとかと、そういうふうになっていく仕組みなのですか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 効果的な財政運用という観点で、いろいろな制度を有効に活用していきたいというふうに考えておまして、今回のいきいきふるさと推進事業の方では、ある程度の期間の継続というはあるというふうには聞いているのですけれども、制度総体の枠組みの中では、やはり来年は当たらないかもしれないという可能性はあるかと思えます。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許し

ます。ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） この債務負担行為について、今回出ている、この農業経営基盤強化資金の関係では、下期の分ということ。下期は、前回、上期の分でも出ておりましたけれども、これの利息の関係は、今、上がっているようですけど、今回の下期の関係では、利息の末端に、貸し付けする利息の関係は、上期の分とは変わらないという考え方で、よろしいのでしょうか。

それと、下期ということになると、いつからいつまでの分で、これは件数的には相当あると思います。何件くらいなのか。あわせて、その金利負担の関係と、今の三つだけ、お答えをしていただきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、最初の、下期の末端金利が上期のものとの差異があるかどうかという内容だったと思いますけれども、下期の末端金利につきましては1.45%から1.9%となっております。

（「ちょっと待って1.……」の声あり）

○農林課長（牛崎康人君） 下が1.45%で、上が1.9%です。これにつきまして、ちょっと上期と今つけ合わせをする資料が、ちょっと今手元にあるのですけれども、見つけれないものですから、後ほどお知らせしたいと思いますが、基本的には、大きな変動はないはずだというふうに考えております。

それから、下期の期間なのでありますが、これは12月1日から3月31日までとなっております。内容につきましては、その、下期の中で貸し付けが実行された17件に対する利子補給というふうになっております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ僕ちょっと、記憶で今、物を言うので、ちょっと間違っているかもわからない。今、上で1.45%で、下で1.9%ということになると、今、この下期で債務負担しようとする、この0.27%の利子補給でいくと、末端の、いわゆる農家の金利負担というのは幾らになるのでしょうか。この利子補給をしてあげることによって、農家の人の17件の人方の、金利負担は幾らになるのですか。最終金利負担。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほどの答弁とあわせて、若干、追加の形でお話をさせていただきたいと思いますが、貸付金利が1.72%から2.17%で、利子補給の0.27%を除いて末端金利が1.45%から1.9%というふうに申し上げたつもりでございます。

（「ふーん、わかった。」という声あり）

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、以上で議案第34号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第35号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から7款繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、以上で議案第35号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時11分

◎総括質疑

○委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続きまして、議題2案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) (発言席) 2点について質問いたします。

まず、第1点目は、教育にかかわる問題なのですが、本年度から障がい児の介助員、それから特別支援教育支援員2名が、結果的には町の独自予算で、標茶小学校に配置されたこののを見てきました。それで、非常に喜ばしいことであって、多分、私学校の先生方に聞いていないのですが、評価されているのではないかと。それから、何人かの親の方にも伺ったのですが、安心して、学校に行かせているのだという話を聞いています。

そこで、まだ数カ月しかたっていないのですが、そこに至までに、非常に、いろいろ親との話し合いや、学校との要望を聞いたり話し合ったり、随分なさって教育委員会で判断されたというふうに思うのですが、実際4月あるいは5月からその人たちが小学校で仕事をされて、どういう成果、あるいは受け入れられ方が現場でなされているのかということについて、まず第1点目伺いたいというふうに思います。

○委員長(川村多美男君) 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長(島田哲男君) お答えいたします。

3月にもご報告をいたしておりますが、標茶小学校に特別認定就学者がことし2名入学されました。この部分で入学、親御さんのご希望と学校側の体制を含めて、それぞれ昨年度ずっと協議しながら進めて、入学ということに至ったわけですが、それぞれ学校現場の中で、どう体制をつくれるか、どういう部分で不安があるかという協議を進めた中で、それぞれ介助員等が不可欠ということで、町側のご理解をいただきながら、それぞれ町からの介助員ということで、派遣をいただいております。

また、支援員としましては、特別支援教育が4月からスタートになりまして、これまでの特別教室から特別支援教室プラス障がい、LD、ADHD等のそれぞれの方々のそれぞれ子供に合った支援の仕方がどうあるべきかという部分では、学校の要望等を含めて協議しながら進めていくという部分では3月の議会で申し上げているところでありますが、この間支援につきましては学校現場の中で教職員の配置については道の配置の中で決定される事項であります。そういった中で、今年度特別認定就学者と、これまで入学されていた特別学級の児童と一緒に配置が1名という部分では、非常に困難という部分であります。そういった部分では学校現場で混乱を起こすということもありまして、協議を進めた中で町側の理解を得ながら、支援員という形で、今回1名を配置するに至ったところであります。それに基づきまして、それぞれ2名の方々のこれまでの4月からの評価といたしますか、成果といたしますか、大変この方々2名が入ったことによって、学校長等のそれぞれ話し合いの中では、大変すばらしく児童の方々の支援がなりつつあると、いう部分では大変大きな成果を上げているということで伺っているところであります。そういった部分では、今回の部分では、学校現場が混乱なく、特別支援教育の部分では、何とかスタートできたのかなというふうには、教育委員会とは評価しているところであります。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、大変よかったなというふうに、私も思っているのですが、教育の成果というのは、日々の教育実践の積み重ねでありますから、これからまた、相当な努力をしていかなければならないかなというふうに思っているのですが、それで、この特別支援教育支援員というのは、地方交付税にまぜこぜにして、何といたしますか、非常に、よほど積極的な姿勢を自治体が持たなければ、これを実現することがなかなかできないような状況で予算がおりとくると。しかしながら、その総体の計画としては、前回も申し上げましたけれども、19年度に2万1,000人、平成20年度に3万人、合計、全国で5万1,000人ですから、ほぼ全国の小中学校に1人ぐらいずつ配置できるような、以前の課長の説明によりますと、1人120万円という予算だというふうに聞いていますけれども、今後、それほど成果があるのであれば、町内の全校に、それを配置していく道筋みたいなものは、考えておられるのかどうか。

それから、もう一点は、調査してみますということをいろいろ言いましたよね。具体的に各学校から、特別支援員の要望、ぜひ配置してほしいという要望が、具体的に現時点で標茶小学校以外に来ているのかどうか、この2点について伺いたいというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 特別支援教育の制度がスタートして、国では支援員としての交付税の措置が、委員おっしゃるとおりになりますが、20年度全国で3万人ということで、今年度は2万1,000人ということで、トータルではなくて、多分、年度ごとの配置です。マックスが3万人という程度の予算配分と、うちの方は理解しております。それに基づいて、3月には、それぞれ1校当たり120万円という、単純計算でいくとそうなのですが、今年度でいきますと84万円が基準財政需要額に算定されるということで通知が来ております。ただ、私ども84万円の財政基準額に算入された中で、84万円がそのまま入るといふ勘違いをされる方も多いためと思いますので、かなりこれよりも低いというふうには認識しております。ですから、町の持ち出しがかなり大きな負担になるというのが実情だと、私どもは認識しています。今後においての、それぞれ各学校の部分では、単純に1校ずつ1名という配置の考えは、前にも申し上げておりますが、それぞれ学校の取り組みのやり方それぞれあると思います。T Tのやり方、それから学級担任のやり方、それぞれ小さな小規模校、大規模校のやり方、いろいろ違います。そういった中で、本当にその部分で効果的部分があるか、人数の中でどう対応できるか、そういった部分も模索しながら、協議しながら、これから進めていきたいという基本的な考えを持っていますので、ご理解いただきたいと思います。

（「調査、調査」という声あり）

○教委管理課長（島田哲男君） それから、それぞれ特別支援に係る調査であります。実際には行ってございまして、通常全国ベースでいくと7%程度という話もあります。これまでうちの方で調査した中で、それぞれ学校がとらえている支援をした方がよいという生徒、児童の中で、学校から要望あったのは、標茶小学校が今現在1校であります。その部分については、今後の中で、それぞれ校内の委員会を設置しながら、それぞれ検討、個別、どうしていくかということからやっていくという部分で思いますので、これからの協議になっていこうかと思っております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その部分で一言だけ。校内の委員会というのは、校内就学指導委員会のことですか。そうじゃなくて。委員会というのは何ですか。

○委員長（川村多美男君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 校内委員会というのは、それぞれ学校ごとにコーディネーターを中心としながら、校長含めて担任の先生、それから特別支援教室の方、そういった部分で校内委員会をつくりながら、それぞれ心配のあるような子供をどうしていくか、それぞれの個別のいろんな協議の中で、学校単位の中で、進めていく委員会です。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ、それを強力で精力的に進めていただきたいなというふうに思います。

二つ目の質問なのですが、児童福祉費にかかわることで、以前も、若干議論しましたけれども、町長の町政執行方針の中にも書いてありますが、障がいを持つ子どもたちの学童保育については、これは安全性を確保した体制を整えることも考慮しつつ、実施に向けた検討を行ってまいりますという、積極的な方針が示されました。私も、今すぐというふうには考えていないわけなのですが、しかしながら、ニーズは非常に高まっていると。これは、数がどれほどとかという問題ではなくて、障がいを持っている子どもや親のニーズなわけですから、一人でも二人でもということなのですが、現実に学童保育との接触の中で、その可能性がどういうふうになっているのかということ伺いたいし、それから……まず、その点について伺いたいなど。あれから、進展少しはしたのかどうかということについて伺いたいというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 障がい児の学童保育の施政方針にかかわる検討の状況でございますが、一つは、障がい児の学童保育を受け入れるという前提で物事を考えていきますと、一つは、現在標準で行っている学童施設の中で、十分な施設となり得るのかという問題、それから、体制としては、現在、子ども発達支援センターの方から、小学校の方に1人介助員ということで派遣をしておりますけれども、現在の学童保育の体制では、当然、安全性を確保するということでは、どの程度の体制をとる必要があるのか、それからまた、ニーズとしてはあるということでございますが、本当に学童保育の中で、十分学童保育として措置、体制として、努力していかなければならない部分もありますけれども、児童の状態等勘案しながら、これは検討していかなければならないというふうに考えています。それで、内部でも1度は話しましたが、ただ、現状で、現在今年度から2名の方が行っておりますので、夏休みまで介助員を入れながら、子ども発達支援センターから派遣している介助員の学校での、様子等々も聞きながら、それらを検討していかなければならないというふうに考えておりますので、大まかには先ほど言いました点も含めて、今後ともどういう体制をとれば可能なのかですとか、あと財政的な部分、それから運営主体であります父母会との協議も必要となってきますので、そのことも含めて、検討をしていくということで、今のところは、現状ではそのようになっております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 説明を伺っている限りでは、今いる特定の子供たちのことをあくまでも念頭に置いて、つまり狭い範囲で、説明されていると思うのですよ。だけど、町長がおっしゃっているこの方針は、必ずしも、あの子とあの子をイメージして言っているわけではなくて、ノーマライゼーションや、その共生社会をつくっていくのだ、そういうまちづくりをしていくのだという土台に立って、障がいを持つ子供たちの学童保育の受け入れについて検討するというふうに、私は思うのですね。ですから、今説明されたような、限られた範囲内の話ではなくて、例えば、軽度発達障がいのお子さんたちも受け入れることができるのかどうなのかというようなことも含めてだと思っておりますよ。だから、その辺

は少し話を広げていただきたいということが第 1 点と。

それから、もう一点は、今、働きたい、生活保護も何とか受けないでがんばって、今働きたいと。けどこの子がいるから、働きに行けないのだという親がいることは、事実なのです。それは、把握しているのではないかと思うのですが、だから、遠い将来のことも必要なのですけれども、今々、困っていると。その子を何とか預かってもらう、働く間預かってもらうという、そういう場合でも、例えば保育ママとかといえは 4 万円、5 万円とお金取られたりするわけで、そういうお金もないし、学童保育のお金なら何とかやっていけそうだという、ニーズを持っている親もいることは確かなのです。ですから、この検討を、特定の条件で狭めて考えるのではなくて、もっと広い見地でこれを考えることと、それからできるだけ早く、今々困っている人がいるということを念頭に入れて、できるだけ早く検討していただきたいというふうに思うのですが、この 2 点についてお願いいたします。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 障がい児の学童保育の対象の問題でございますが、今委員ご指摘の点も含めて、検討の中には加えていきたいというふうに思います。

それから、今すぐ学童保育に子どもを預かっていただいて、働ける状態をということにつきましては、私ども中で、そういうニーズそのものを、もう少し正確にきちっととらえながら、現在、この学童保育の運営委員会、父母の方とも当然協議しなければなりませんので、その辺を含めて、検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ、積極的な、急いだ検討をしていただくことをお願いしまして、私の質問終わりたいと思います。

以上です。

（「ちょっと、この机下がっているのだわ。」という声あり）

（「ああ、本当」という声あり。）

（「落ちそうになった、さっき質問するとき。」という声あり。）

（「上だよ。このままかい。」という声あり）

（何か言う声あり）（笑い声あり）

（「いつもこうだよ。」という声あり）

（「はい、わかりました。」という声あり）（笑い声あり）

○委員長（川村多美男君） ほかに総括質疑ございませんか。

平川君。

（何か言う声あり）（笑い声あり）（何か言う声あり）

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） （発言席） 2 点ほど伺いたと思いますが、まず、森と川の月間等々につきましては、五つの事業等で終わりました、若干追加予算もついていたということで、無事終了されたということで、大変、町長も力を入れて、この事業も安定された

ということで、そんな中で、先般16日に大きな水防訓練ということで、鉏路川の緑地帯でございました。たくさんの町民の方や町内会、子どもさんも含めて、改めて水防訓練の大切さ、重要さ、そしてまた将来に備えての住民意識の啓蒙もされたと思いますが、ただ、聞くところによりますと、大変な貴重な鉏路川緑地公園、あそこ残したまま、どうなるのかなという意見も出ておりましたし、また開発の方も、ぜひ標茶町で有効活用というのですか、将来に備えて使っていただきたいということもちろほら聞いておりましたけど、今すぐどうこうじゃなくて、せつかくの恵まれた鉏路川の緑地公園、子どもたちも含めて、環境保全ですか、そういった面で、ぜひ前向きにということをお願いしたいところですが、今の時点で、いまどの程度というよりも、将来的にはどうお考えになっているか、その点ちょっとお伺いしたいなど。

○委員長（川村多美男君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、実は、今緑地公園というお話がありましたけども、緑地公園の以外の区域ということで理解しておりますけども、それともう一つは、開発として、当地を整備していたことについても、承知しておりましたけども、整備を開発等の方から協議があったということがございまして、どのように開発としては、利用するのかなということについては、私どもも関心を持っていたところであります。ただ、あれだけの結果としては、広場ができておりますから、そういった面では多くの皆さんがそこに投資をされた税金等のことを考えられて利用をどうするのかということで、これまた町の方に勢いどうするのだという質問が、疑問が出されたことも事実でございまして。ただ、ご案内のように河川敷でありますから、通常でいいますと河川敷の使用については、それ相当の計画、考え方を持って許可の願いをしなければならないのが通例でございまして、跡地を使ってくれないか、はい、わかりましたという形には、基本的にはならないのだろうなど。それと、もう一つは、開発さんの方で、どのようにしてあそこを整備をしたのかということが根底にあるのではないかなということも含めて、あるいは将来の水防訓練、これ今のところ12年に1 遍回ってくるのですけども、本来的には町村段階で公開演習がやられることについては、通常は考えられなかったのですが、本町で開いていただくことができたということも含めて考えますと、12年後の水防訓練もいっそのこと鉏路市ではなくて、もしかすると標津川も、鉏路開発建設部の鉏路川事業所としては標津川も対象でありますけども、標津に行くことも考えられますけども、何とか標茶で12年後もやっていただければ住民の参加も、あるいは理解もさらに進むものだなというふうにご存じますので、そういったことを前提にしながら、では、その間の12年間という部分を、どうやって住民の皆さんの利便に供するかを、開発建設部ともうちょっと協議をしてみたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういった活用というのは、いろんな上部団体からの問い合わせ等々ありましようから、今後の大きな課題だと思っておりますが、そんな中で私、町長ことしの

行政方針の中で、釧路川での自然体験活動をより一層推進ということで、水辺の楽校の登録を申請していくのだと。この内容につきまして、釧路川との子どもたちにかかわることかなと思ったのですが、水辺の楽校登録というのはまさしくそういうような、場所的にはまさしく適地なことかなと思っていたのですが、水辺の楽校というのは道東でも調べますと結構 1 級河川のところでやっている経緯がございます。この申請ということは、内容的には、多分、上部団体かなと思うのですが、それによってより自然体験とか、そういった活動を推進していくということでございますから、そういった申請とか、そういうことについて、行政執行方針で述べられておりましたので、こういった釧路川における連動ということからしますと、こういった政策、方策的に考えていらっしゃるかなと思ひまして、この点お聞きします。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいま委員お尋ねの水辺の楽校プロジェクトであります。平成14年12月に協議会の設立を行ひまして、これまで協議会での協議、そして開発さんとの協議も進めてきております。その中では本年度の秋には具体的な申請を行っていく形になると思ひますが、ただ対象地域につきましては、標茶小学校下のエリアが対象地域となって今協議を進めているところでございまして、その中で、水辺で環境学習や自然体験ができる活動ができるような整備を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひそういった環境問題につきましては、一層推進されまして、子どもたちを巻き込んだ中での環境学習というのを、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思ひております。

2 件目につきましては、先ほど、ちょっと中途半端で、内容審議で聞きながら、開発センター費の管理人報酬、清掃員報酬、人夫賃、夜警業務委託料の総括的な質問いたしますが、まず、基本的には、中央公民館の従来管理人さんの業務がきつい、ストレスがたまる、そういった中で、もうそろそろ管理人さんの募集方法につきましては見直しなのだ。ただ、虹別や磯分内地区においては、若干、それほどハードではないという観点から、そのところだけは将来とも、この機会に、管理人さんを置かないで、いわゆる民間委託ですか、一部委託ですか、そういった合理的にやっていくのだ、姿勢というのが、いま一度きちっと整理されて、お聞きいたします。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

先ほどのご答弁と重複するかと思ひますが、現在、開発センターには夫婦で 2 名管理人がおります。それから、富士町の分館には 1 名管理人がおります。そのほかに、清掃員が 1 名おります。その体制を、来年度以降につきましては、分館も含めて、土日、祝日、夜間につきましては、ガードマンに委託をします。昼間の業務につきましては、臨時の用務

員を 1 名採用すると、そういう形で進めていくということでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、内容審議でもいろいろ出ていましたが、いわゆる 7 の賃金の中での雇う人は、業務の中では結構、例えば清掃もする、外構の草刈りもする、公民館の事務的なことをする、管理の職務を手伝うのだと、そういう内容的にすれば、むしろ事務的な、例えば土日なんかはお休みですから、そうすると 10 時まで、5 時過ぎたら夜警の方に引き継いでいく、その間は、その方に、例えば戸締まりしてきたとか、帰られたときのチェック体制どうなっているとか、いろんなことやっていただくのですね。そういう中で、単純に今までは 204 万円の 1 人の方で計上されたのですが、向こう 9 カ月間ですか、132 万 9,000 円ですよと。そういう見方というのは、むしろ職員並みの仕事なされるのじゃないですか、そういう意味では。職員並みのというか、今までの仕事が、例えば 204 万円でやられた方が、もう一人増員するわけですから、当然、そういう意味では、仕事量もふえてくる、分担してやるわけですから、その程度の、私は賃金体系で、果たして来るのかなと思っていたのですよ。それは賃金ですから、そういう内容が非常にだんだん、だんだん、それこそストレスがたまると管理人さんが言われたので、夜警も兼ねたという言い方おかしいですけど、そういうことで、たまってくるから、かわって事務的なことをやっていただくというのですから、その辺の、こういう賃金体系というのは、いま少し、もう少し具体的に聞きたいなと思っています。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

整理いたしますと、臨時の新たに雇用する、いわゆる用務員につきましては、勤務時間は正職員と同じ時間帯の勤務でございます。その中で、機器の整備だとか、あるいは掃除のサポート等をやっていただくということでございます。夜間、祝日、土日の中での対応につきましては、これは警備会社に対応してもらうということでございます。例えば、器材を借りたいとか、そういう程度のことににつきましては、警備会社のガードマンに対応してもらうということでございます。ことしの 7 月からスタートするわけでございますから、いろいろふなれな点もあるということで、最初のうちは、正職員がサポートする必要があるかなというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、今ガードマンの会社ということですが、例えば、一括して委託料とは別に、新しく雇う人は募集されると。年齢層の問題とか、どの程度考えていらっしゃるのかと。

それと、もう一つ、ガードマンの会社というのは、会社と契約していくわけですね、多分。人との契約でなくて。年間委託はこのぐらいですよ、来年度からなります。ことしは 7 月からですか。7 月からですから 8 カ月ですか、9 カ月ですか、年度内ということで。当然、新年度になれば、このシステムが、例えばいろんな会社がございますよね、ガード

マンの会社とか。そういう査定だとかいろんなことが金額的に大きくなってきますから、私は委託そのものがどうこうじゃなくて、予算的にきちっと、どの程度つかまえて査定するのかということもやっていかなかったら、今現在367万9,000円は、向こう7月からの3月いっぱい、9カ月として見ているわけですか。それらを、その2点ちょっとお聞きしたいなど。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

367万9,000円の夜警業務委託料は、7月から来年の3月までの委託契約の分でございます。ガードマンにつきましては、これは、当然、会社に委託をするわけでございます。ですから、これから入札という手順を踏んで、スタートするということになっております。

それから、臨時の用務員さんの年齢でございますが、これは町の内規がございまして、65歳未満ということでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 何回もお聞きしますが、だんだん公民館管理運営というのは、例えば将来地域の方々、もしくはそういう形をとりながら、委託をしていくことが合理的なのか、経費はかかるわけですが、そういう方法をとっていくのかなど。ただ、ストレスがたまる、ハードであるというのは、幾らでも解決の仕方はあったかなと思うのです。ただ、そういう方向でいくというのは、それはもう少し、事前に、どういう形でいくのかということとは知らない、恐らく住民の方々もあそこは管理人さんどうなのですかということもだんだん聞かれた中で、7月からはこういう形でしょうと推測で以前は言っていたのですが、そういう形であれば、もう少しきちっと整理をなさって、そういうことで住民に知らしめるべきでなかったかと思うのです。その辺を含めて、お聞きをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

管理人さんが6月いっぱいでやめるということは、体調の問題もありまして、急遽決まった話でございます。それで、そのときに、さらに同じように管理人さんを募集して行うということになれば、現在の問題が解決しないということで、これからは委託で行いたいということが、これは考え方としては従前から持っていたわけでありましたが、具体的には、まだ65歳の定年までに現在の管理人さんはなっておりませんので、先のことかなというふうに考えていたわけですが、体調の問題もございまして、本人がやめたいということがありまして、この機会に、従前から考えておりました、民間委託にしたいということでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、課長、私お聞きしたのは、従前から考えていたというのであれば、それはそれで考えていたのならそういう方向でいくべきだったのですよ。ただ、体調を崩されてきつからこの機会にじゃなくて、従前から考えていたのならそういうシ

システムでいくのだと、これきちつと言わなかったらならないと思いますよ。例えば募集する、じゃ回数何回やったのですかと、広くどの範囲までやったのですかといえば、従前から考えていたのなら、やる必要ないわけですから。そういった基本的な考えをお聞きしたのですよ。従前から考えていたというのは、例えば中央の公民館についてはそういうシステムでいくのだというのは、もう新年度でわかっていたわけですね、そういう従前というのは。そのことをお聞きしたのです。例えば募集されて、また元気な方が、今高齢化、元気な方いっぱいいらっしゃると思えば、それは募集したら往々に、それは出たかもしれないのじゃないかなと私は思っていたのですよ。ただ、それは管理システムとしてそうお考えになっていたのなら、事前にそういう体制がこうでございますということは、知らしめるべきでなかったかと思うのです。

教育長、いかがですか、それは。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 先にお答えさせていただきます。

従前から考えていましたということは、今の管理人さんが定年を迎えたときには、そういう体制もあり得るといふ検討をしていたということでございます、今の管理人さんを解雇して、新たな体制で行うというふうを考えていたわけではありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（川村多美男君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけども、基本的には、今課長が申し上げたとおりでございます、行革の一環として、民間でできるものは民間と、そういった方向にありまして、当然、トレセンや何かも民間委託ということで今進めてありまして、そういった方向にあります。先ほど課長申し上げましたように、管理人さんの退職年齢等もありますから、現状ではその考え方持っていませんでしたけども、平成20年度から夜警の管理方向、民間委託にという考え方持っていたのですけども、たまたま急遽退職されたということで今回補正を上げてそういう管理体制をしいていくということで進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういったシステムというのは、行革とともに、公共施設の指定管理者制度も、多分視野に入ってくるかなと思ひますし、同時に各地域にある公民館システムも早目に、そういった地域会、町内会、各団体との接触といひましようか、そういうことによつて、行革の効果が出てくると思ひますので、私も多分、そんな中を含めての今教育長のお答えだと思ひるので、ぜひそういった取り組みを事前に積極的に公開するとか、そういう知らしめる方法をとっていただきたいと思ひますので、その辺含めて終わります。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

舘田君。

○委員（舘田賢治君）（発言席） まず、これちょっと道路課の方に、お聞きをしておきたいと思うのですが、272に向かう茶安別の路線の関係でありますけれども、先ほど款項の段階でも、お話は聞いていたわけですが、全体の計画として、あの路線を13キロですか、約、約13キロが全体で、終わるということになる、全体計画の中では、どのような考え方を示しているのか、お聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

非常に長い町道でございまして、今般、委託予定で補正予算させていただきました部分につきましては、そのうちの2.2キロの調査設計を、今、考えているところでございまして、全体の部分につきましては、防衛サイドの方とヒアリング等を通じて協議を重ねているところでございます。長い延長ですので、何期かに分けた採択になりそうでございます。全体的に、今の1期目の部分が今、5年ほどの計画で考えておりますので、単純計算しますと20年とかとかかる世界になろうかと思いますが、現在そのあたりについても、まず現地調査含めて、その現地調査の状況によって決めた上で、防衛サイドの方と再度ヒアリング等を通じて協議しなければ、全体の計画年度というものがはっきりした状態にはなっていないのかなと思っておりますが、できるだけ効率よく早い段階での事業完成に向けて、努力したいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしますと、町単独で工事が進む、単独というか、町単費で取り組む以外、今のところ考え方がないのではないだろうか、それとも1期5年ぐらいかかるということであれば、全体で20年かかるということになれば、13キロ単費でやっていく、最終的には単費でやっていく覚悟だと、何かいい補助事業があれば、そういう事業に乗せると、こういう考え方なのかなと思うのですが、そういうことなのですか。

それと、2.2キロの設計が今回2,760万円という測定の委託料が出ておりますけれども、2.2キロで、こうやって2,700万円からの委託料ということでございますから、相当13キロ終わるといったら、この測定委託料だけでも、その場所、場所にはよりますけれども、相当な数字が出てくるなど。これは、あえて言えば、何とか補助事業か何か、やはり至急いろんな、防衛庁の方であるのか、それとも農林省の関係であるのかは別にして、至急、補助事業のルールに乗せるようなことができないものなのか、どうなのか、その辺もあわせてお聞きをしたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答え申し上げます。

本路線のこの事業につきましては、委員おっしゃられました防衛事業の採択を受けております。補助率 7 割ということで、調査設計から工事までの補助事業で採択となっております。

もう一点、2.2キロの調査関係でございますが、用地含めましてことし2.2キロの1期目の全体を、調査をかけようということでございまして、起点側、駅裏側から直線ありまして、平地の部分から上り坂にかかっています。その上り切ったあたりを、まず事業を立ち上げてスタートさせたいと考えているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 機関区の裏の道路については、ずっと長年手つかずああやってきたわけでありますから、できるだけ、あの駅裏の272に出るまでの間に、まだ大分何軒か酪農家もやっておりますし、住んでいる人もおりますから、できるだけ、あの事業が円滑に進むようなことを極力考えていただきたいなど。20年が15年でも、15年が10年でも、早く完了できるようなことを考えていただきたいものだなと、このように思いますけど、町長の考え方を聞かせていただければありがたいなど。

○委員長（川村多美男君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

基本的に272までの総延長でおおむね13キロということで、今般、長年の要望、地域要望を踏まえまして、防衛庁の施設局等々への要請が実りまして、ようやく着工ということになったわけございまして、道路整備につきましては、町内各地これだけ多くの道路いろいろ抱えておりまして、どれから優先的に取り組んでいくのか、また、どれだけ後年度も含めて、地元負担を少なく、優先度の高いところからということで基本的な考え方でおりますので、これからも、この路線について言うと、やはり今のところ考えられるのは、この防衛庁予算での整備ということしか考えられないと思っておりますので、地元とも協力しながら、要望を続けてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そのように、どんどん前に進めていただければいいなど、このように思います。

次に、工事の入札の関係、委託料だとか、業務委託料の関係だとか、いろんなことありますが、特に随意契約の関係でお聞きをしておきたいなど、このように思いますけれども、随意契約を、ここ何年間で、ずっと大体随契やっているところは随契やっているようなりで、きているわけでございますけれども、中にはどうしても、随意契約そのものが必要な場合と、こういう今日的な時代を迎えたときに、随契も既に今度はやはり考えざるを得ないなどというものも中にはあろうかと思いますが、それにつけても随意契約そのものが、普通の入札に変えることが、かなり今までの、きょうまでの、またこれからのやつの中で、

競争入札なり、変えていくということについての庁舎内でのこういう指名の委員会なんかでのそういう話し合いだとか、いろんな経過があれば、それもあわせて随契に対する物の考え方を、ちょっとお聞きしておこうかなど。

○委員長（川村多美男君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えしたいと思えますけども、各それぞれの所管に横断的にまたがる話でありますので、私の方からご説明したいと思えますけども、随意契約については、本来は、特例的な契約ということで、地方自治法の施行令でその対象を7点ほどに制限されておまして、その施行令に規定する七つの事例に該当するものについては、随意契約でよろしいですよという、その根拠に、実は随意契約を行っているところで、今日的には、先ほど指摘ありましたけども、ずっときたものが、今日的になじむ、なじまないの話もありますけども、毎年、毎回、指名委員会で、一応、その事件ごとに、それぞれ審査をして決定を行っております。1度やったものをずっとということではなくて、毎年毎年、それぞれ指名委員会において議論をした結果、随契にするという形になっておりますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これから、そういう今お答えになられたようなことで、逐次検討をしていっていただきたい。特に、今までのやはり金額が張るようなものについては、特に、本当に随契でなければならないのかどうかというのは、そろそろ検討をしていただかなきゃならないようなところも、きょうはあえて具体的なことは申しませんけれども、随契そのもの自体の、今後の考え方について、前もって随契の、幾らできる範疇だなど思いながらも、やはりできるだけ競争にさらすという原点に立って、進めていただければなと思うのですが、この件については、これで終わりますけれども、もう一度その基本的な考え方をお聞きをしておこうと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

地方自治法の施行令で、いわゆる指定をされております随意契約の内容については、これは基本的には変わらないのだというふうに思います。問題は、その随意契約の理由に該当する理由が、今日的になじむのかなじまないのかという議論ではないかなど。したがいまして、どちらかという、事件ごとにこれがなじむ、なじまないという議論の方が、本来はやりやすいといえますか、わかりやすい議論だなどと思えますけども、ただいまご指摘のように、トータル的な全般的な考えとして、どちらかという、競争入札の方にした方がいいのじゃないかというご指摘でありますから、その観点に立ってのご説明をしてまいりたいと思えますけども、ご案内のように、契約関係については、特に今一般競争入札、自治法上でいう本筋の一般競争入札にするのが正しいというご指摘がございます。

この観点からしますと、随意契約を見直すという議論ではないのですが、今指名競争入札、そして随意契約という手法に、本町の場合は特に地域経済、あるいは福祉対策等々を

考慮してやっておりますけども、このところ国が言っている一般競争入札にしなければならぬという国の方からの強い指導もございますので、この平成19年度を検討期間として検討していくという、今そういう期間にしてございます。その中で、当然、指名競争入札を一般競争入札にするという話になりますと、同じ趣旨からすると、随意契約の見直しも当然行わなければならないのだろうなというふうに考えているところでありますので、ただいま具体的な指摘はございませんけども、そういった面での議論、ご指摘を受けながら、この契約制度の考え方について、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ぜひ、そういうふうに検討していただきたいなと。

それと、もう一つ、特定建設業という形と、やはり、道のランクだとか町のランクだとか、こういうものとの、その基本的な考え方というのは、例えば、道のランクが、私がBで、町の方はCなのか、たまたま特定は持っていないと。だけど道のランクはBではないのだけでも、町の中では特定だと。これは、どっちがどうかということは別にして、いわゆる仕事の受け付けを、指名受け付けする段階で、道のランクだとか特定だとかというものの基本的な考え方はどういうふうにして考え方を示しているのか、私の方も、ちょっとその辺が見えてこないところあるものですから、どんな整理の仕方をしてなっているのかなと。その辺の、うちでやっている範疇の中で、答えられる範疇で結構ですが。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

いわゆる、格付基準に関することかなと思っておりますので、それと、いわゆる町外の道等でランキングされている会社とのかかわりという観点で、お答えさせていただきます。

本町におきましては、土木、建築、その他で格付基準定めておりまして、土木の場合ですと、例えばAですと、経審、その他主観点入れまして900点以上で特定を有していることがAランクとなつてございます。そして、以下750から899までがBランク、Cランク、Dランク、Eランクというような状態で点数分けされております。

建築でいいますところの部分でいいますと、特定を持っていて850点以上という格付基準がAランクとなつてございます。

以下得点によりまして、B、C、D、Eというランキングでございます。

町外の部分につきましては、いわゆる道の格付が発表されますが、それらのランキングの、いわゆるA、Bランキングは町の指名するときのAランク相当の仕事に該当すると、受けられているような扱いをしてございます。

（「経審……」の声あり）

○建設課長（井上 栄君） 失礼いたしました。いわゆる経審って端的に短く申し上げてしまいましたが、経営事項審査評点、建設基準法に定められております、いわゆる経営審査事項評点及び主観点を足した点数で分けております。その中に特定あり、また特定なし

という形で、これも建設業で定めております、一般建設業と特定建設業で持っているもの、持っていないものということでランク分けしています。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ちょっと言い方が、私の考え方も違っているのかどうかわかりませんが、特定建設業を持っていて点数が800なら800ですよと、特定建設業がなくて850なら850あるよと、こういう場合があると思うのですが、そういう場合の中でうちの町の中ではそういうことがあるのかなのか、あるのであればあるでいいのですが、そういう場合どちら、特定建設業というふうになっていた方が仕事のランクが大きい仕事に指名入っていけるのか、点数の高いのが入っていけるのかというの、その辺がどうなのでしょう。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

特に建築の部分に該当する部分が出てくるのかなと思いますが、本町のAランクにつきましても、建築部分につきますと、特定を持っているか持っていないかが、まず前提にあります。次に、点数の分、850点があるのかどうかということになります。委員ご指摘の例えば特定を持っていないで、いわゆる850点をクリアしていないという業者は特定を持っていませんので、Aランクというふうにはなりません。

○委員長（川村多美男君） 館田委員に申し上げます。

発言の際は委員長と言って発言してください。

（笑い声あり）

○委員（館田賢治君） はい、委員長。はい、すみません。

いいですか。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、そういうことで理解をいたしました。

次に、ピルカの関係でちょっとお聞きをしておきたいと思います。

委託契約の関係で16年の6月から3月、10カ月間の委託契約やって以来、ピルカの、いわゆる委託の関係の中というのは、状況的に私自身もつかんでいないものですから、その後17年、18年、その辺の委託の中身の関係と委託先のいわゆる仕事の方の関係が、やはり、中には休暇、休業していたり、いろんなことも事情であるようですから、そういうこともひっくるめて、その活動状況と、それからまた委託契約書の中身の、数字はこの間議会始まる前に農林課長からもちょっと電話でお聞きいたしましたけれども、委託契約もしているようでございますから、その辺のきょうまでの状況活動をどうなっているのか、ご報告をちょっとしていただきたいなど。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ピルカ・トウロの経営状況についてお知らせいたします。

食材供給施設の経営状況ですね。

ご案内のとおり、平成16年度から有限会社ピルカに一部業務委託契約という形で、業務運営をしていただいております。これも委員ご指摘のとおり16年、17年については、事情があって冬期間一時期営業ができない時期もございました。18年度において初めて通年の営業が行われております。それで、契約の状況なのですけれども、17年、最終的に変更した委託料につきましては1,545万2,527円となっております。このときの集客、入り込み状況なのですけれども、宿泊のお客様が1,065名、それからレストランを利用された方につきましては1,263名という実績でございます。それから、平成18年度、通年で行ったときなのですけれども、こちらにつきましては最終的な変更契約後の金額で申し上げますと、委託料は1,725万9,341円というふうになっておりまして、利用実績につきましては宿泊が809名、それからレストラン、食堂につきましては2,727名というふうになっております。それで、委託料の金額を申し上げましたが、売り上げも申し上げておくべきだというふうに思います。17年度の売り上げにつきましては1,727万3,607円、18年度につきましては若干ふえておりまして、1,855万9,777円というふうになっております。まず、1点目の契約の内容、状況につきましては以上のとおりでございます。

それから、仕事の内容、休暇の状況等ということで2点目、今申し上げた中でも触れてしまったのですけれども、ご案内のとおり、シェフが平成18年度から新しい方になっておりまして、町の方針に呼応された形でサフォークのタベ、あるいは牛肉、標茶牛のタベということでのイベント等も開催して新聞等でも取り上げられておりまして、前向きな活動をしてくださっているというふうに感じているところであります。

以上です。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この委託契約の1,727万円だとか1,800万円、17、18年の、当初の委託契約2,500万円からこれを変更した委託契約の分ということなのですね。2,500万円のやつから一千七百万円に変わったということですね。これは、消費税入ったの金額ですか。今の売り上げの金額。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 売り上げにつきましては、消費税が入った金額ですべて町の方に納入をいただいております。町の方で支払っている固定経費を差し引き、そしてお客様がいない夜間についての夜間管理料を加算した額で委託料というふうにしております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） こんな時代で大変だなとは思っております。そんなことで、今後あそこが皆さんに本当に愛されて何とか休まないでやっていけるようになっていかなど、こうやって私は思うわけなのですけれども、これから考え方、当面この委託契約の今の方式はずっと続けるというふうに理解するわけなのですけれども、町長の方で、いわゆる理事者の方、副町長でも結構です。理事者の方で、今後あそこの施設もひっくるめてどのようなふうにしていくことがいいのか、いや、当面何も考えないでこのままの委託を続けていくぞと、

皆さんに町民に愛されながら続けていきたいというのであれば、それはそれで結構かなと、こう思うのですが、その辺をひっくるめてどうお考えなのかお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、まず前段に、十分ご理解かと思えますけども、仕組みについてお話をして、その後に基本的な考え方をご説明したいと思いますけど、まず先ほど担当課長の方から委託料と売り上げという説明をさせていただきました。ご承知かと思えますけども、ピルカ・トウロの経営は町が経営ということが表向きの形であります。その中で部分的に委託を行っているということでもあります。有限会社ピルカに委託管理をいたしまして、有限会社ピルカが売り上げたものを町としてそれを収入として一般会計で計上してございます。そして、その中から委託料を支払ってございます。したがって、町の状態からしますと、一部町の責任で管理しなければならない経費については支出しておりますけども、その他のいわゆるあの施設の経営をするための経費は町は負担してございません。そういう意味では、平成15年度まで2,000万円程度町の一般財源かかっておりましたけども、それが有限会社ピルカに委託することによってその後16年からはかからないという状況になっているのが今日であります。しかしながら、有限会社ピルカの方からは大変きつい運営であるということ、会社自体は大変な経営をしております。正直言って、収支は黒という状態ではない状態に進んでいます。それは、なぜかという、冬期間の部分でお客さんが少ない、売り上げが入ってこない、町の方からはその分委託料で出ていかない、しかしながら職員を抱えなきゃならないという形でその逆ぎやの分がありますから、会社経営としては大変厳しい状態になっていると、そういう状態で何とか18年度まで含めて大変な状態で委託を受けていただいております。

これからの形はどうなるかという部分について言えば、これまた会社の方との相談でありますし、最終的には議会との議決等々の問題も出てこようかと思えますけども、一つの方向としては指定管理者制度に移行していく、これは国の農水省の方針が指定管理者制度に移ることについては構わないという方向が、18年度に入った以降にそういう方向になったようでありますから、今後は指定管理者制度として有限会社ピルカ・トウロを指定管理者にするか、しないかという問題が、あるいは手続が発生しようかと思えますけれども。ただ冬期間の問題について言えば、今後、町としては独自の一定期間の部分については、町の管理をしていかなければならない、これは建物の管理含めてでありますけども、していかなきゃならない期間が、会社側との打ち合わせでは出てくるのではないかなと思えますし、いずれにしても有限会社ピルカ・トウロの管理委託に至るまでは、商工会の方との協力もいただいておりますから、まずはこの辺の3年間の経過を商工会の方にご説明をして、商工会の中で、もう一度議論をしていただいて、ピルカ・トウロさんに頑張ってもらおうというようなことで、同意なり、ご意見なりいただければ、町としても、その方向で作業していきたい。その際に、会社がパンクするような状態を放置しておけないので、町が

議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会記録

直接管理する日を年間の中で、何日間はその管理費用を町が負担をしなければならないということを前提に考えていかなきゃならんというふうに今のところは考えている状態でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけそうやって今副町長お話しされたように、業者の人も喜んで一生懸命やってもらえるように、町民の負担はないように、できるだけないように、町民の負担がですよ、持ち出しがそんなにそんなに持ち出せるわけではないのですからないように、あそこはやってくれば一番いいわけですから、はやることを念頭に置いて、私の質問、委員長、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（川村多美男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 討論ないものと認めます。

これより議題 2 案を一括して採決いたします。

議題 2 案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 34 号、議案第 35 号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会に付託された議題 2 案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第 34 号・第 35 号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1 時 3 3 分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年 長 委 員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 川 村 多美男